

平成 28 年度ハンセン病対策促進事業募集要領

本事業は、地域におけるハンセン病問題の解決を促進することを目的に、社会福祉法人ふれあい福祉協会（以下「ふれあい福祉協会」という。）が厚生労働省の委託を受けて、ハンセン病に関する普及啓発や当事者の福祉の増進等について新たな取り組みを行う地方公共団体を支援する事業です。

については、本事業の活用を希望する地方公共団体を次のとおり募集します。

1 対象団体

対象団体は、都道府県、市町村（以下「対象団体」という。）です。

2 事業内容

対象団体が平成 28 年 5 月から平成 29 年 2 月の間に実施を予定する下記の事業について、ふれあい福祉協会が予算の範囲内において当該事業に要する経費の全部又は一部を負担することにより支援を行います。

- (1) ハンセン病に対する差別・偏見の解消に向けて新たに取り組む事業
- (2) ハンセン病の患者・元患者等の福祉の増進等を図るために新たに取り組む事業
- (3) その他ハンセン病問題の解決に向けた先駆的かつ効果的な取り組みとして新たに取り組む事業

3 選定方法

応募のあった事業（以下「支援対象事業」という。）については、ふれあい福祉協会が設置するハンセン病対策促進事業選定・評価委員会（以下「選定・評価委員会」という。）において、高い効果が見込まれる事業を予算の範囲内で選定します。

なお、選定・評価委員会における選定に当たっては、原則として、過去に本事業の支援を受けたことのない対象団体を優先します。

4 選定結果の通知

ふれあい福祉協会は、応募のあった対象団体に対して選定の結果（支援の可否、支援限度額、支援対象期間）を通知します。

5 経費負担予定額の調整

ふれあい福祉協会は、3により選定された事業（以下「選定事業」という。）を実施する対象団体（以下「実施団体」という。）から、支援限度額等に基づく事業計画等の精査・修正及び根拠資料の提出を求めるなど、必要な調整を行います。

6 支援方法

ふれあい福祉協会は、実施団体から提出される事業報告書等請求関連書類に基づき、5により調整された経費負担予定額等に応じて選定事業の実施に要した経費を負担します。

なお、手続きの詳細については、資料2～4のとおりです。

7 支援対象期間及び経費等

(1) 支援対象期間

平成28年5月から平成29年2月の期間中で選定・評価委員会が必要と認めた期間とします。

(2) 選定事業に係る経費

選定事業に係る経費は1事業当たり250万円（消費税を含む。）を上限とします。

8 選定の条件

(1) 原則として、平成20年度以降に支援対象事業と類似した事業を実施していないこと。

(2) 実施団体から提出された事業報告書の内容については、選定・評価委員会において評価を行うとともに、その内容及び評価結果はふれあい福祉協会において事例集として取りまとめ公開する。

(3) 実施団体は、事務処理要領に定める各種手続き等を遵守する。

9. 提出書類等

本事業による支援を希望する対象団体は、次により関係書類を提出して下さい。

(1) 提出書類

○資料3－様式1

- ・ 事業計画書（要望） [別紙1]
- ・ 収支内訳表（要望） [別紙2]
- ・ 支出要望額内訳 [別紙3]
- ・ その他参考となる資料

(2) 提出期限

平成28年5月27日（金）必着

(3) 提出先・照会先

〒151-0073 東京都渋谷区笹塚3-43-1

社会福祉法人ふれあい福祉協会

ハンセン病対策促進事業担当宛（TEL03-5302-8480）